

野里地域

防災計画（津波避難計画）

令和3年1月

野里地域活動協議会
大阪市西淀川区

1.はじめに

平成 25 年度の「大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」においては、西淀川区は、南海トラフ巨大地震が発生した場合、防潮堤が沈下し、かつ水門・鉄扉が閉鎖しないという最悪の状況を勘案した時には、津波による浸水など大きな被害が生じるとされてきました。

野里地域は津波により最大 3 m 浸水する場所があり、地域のほぼ全域が浸水するとの想定とともに、地震による揺れが原因で液状化が起こり、堤防が沈下することにより、朔望満潮時は地震が発生してから津波が到達する前に浸水するところがあるとの想定がされていました。

このような状況を踏まえ、神崎川・左門殿川・中島川では、南海トラフ地震対策として、平成 25 年度より堤防の耐震化工事がすすめられ、平成 30 年末に完了いたしました。これにより、計画上是津波による死者は限りなくゼロにちかづいたといえます。とはいえ、災害は想定外の事象が生じることを前提として、日頃からの構えを行うことが大切です。

今回は、平成 29 年 11 月の「大阪市地域防災計画」の修正、さらには、平成 30 年度の北部地震や台風 21 号をはじめとした 4 回にわたり関西を来襲した台風等による課題解決に向けた検討や得られた教訓をもとに、令和元年に再改訂を行った「大阪市地域防災計画」に基づき、西淀川区地域防災計画を修正しました。

これにあわせ、平成 26 年 12 月に作成した野里地域の住民及び事業所の従業者等が迅速な避難を行うために作成した本地域防災計画（津波避難計画）についても修正しました。

野里地域では、災害が発生した場合でも、地域の防災力によって、被害を最小限に食い止めるため、これまでも地域活動協議会が主体となって、防災訓練など防災活動を積極的に取り組んできました。今後も、防災対策は地域の重要課題との認識のもと、地域防災力の向上を図ってまいります。

2. 野里地域 災害時対応方法

(注) 地域本部設置の目安については、自主防災ガイドライン (P10,11 参照)

(1) 野里地域防災体制

- ・野里地域全体・・・野里地区災害対策本部()
- ・災害時避難所・・・被災のため自宅で生活ができない場合の避難所
(野里小学校 淀商業高等学校)

(2) 地震の場合(大阪市域内で発生)

- ・震度 5 弱以上で は無線連絡を行い、状況により に集合し、地域本部の招集、災害時避難所の開設を検討する。(行政からの開設依頼がなくても開設可)
- ・震度 6 弱以上で地域本部の招集し災害時避難所を開設する。

(3) 津波避難警報発令時等

- ・各自が津波避難ビル等の高所に避難し自分の生命を守る。

(4) 台風等の場合

- ・経路予想ができることから、基本は区役所が避難所等を開設するが、状況により、区役所からの依頼で地域の会館等の開設を地域が行う場合があり、その場合の連絡は区役所 地域活動協議会会長(地域本部)
- ・台風時の実例(令和元年)・・・地域の避難所が開設しないと決定後、自主避難所を区役所 5 階に開設、開設状況等を区のホームページ等で告知しました。

(5) 風水害発生時(河川氾濫)の場合

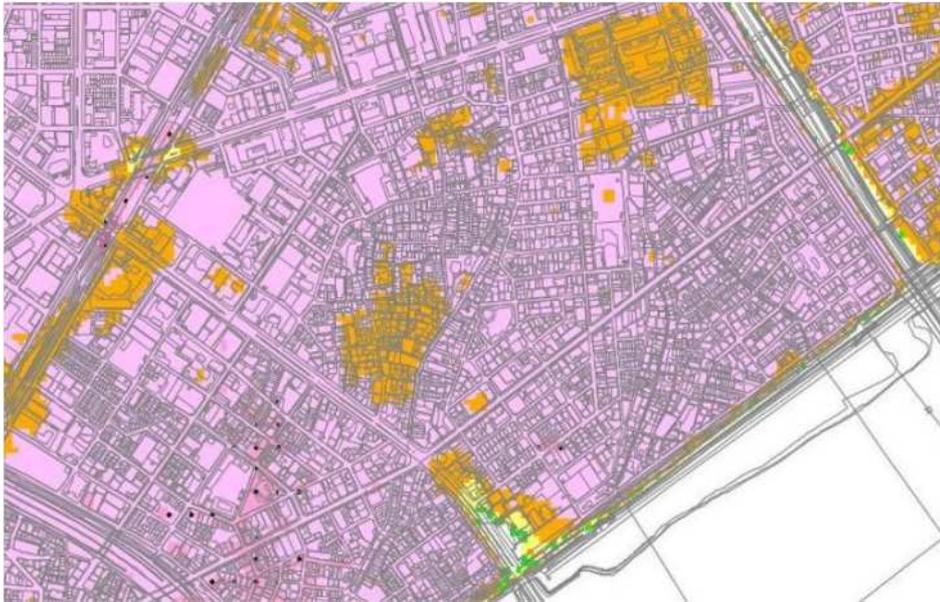
- ・避難勧告等「警戒レベル 3 以上」が発令(大阪市)された場合
地域本部を招集する

3. 野里地域の被害想定

(1) 南海トラフ巨大地震による津波浸水想定図

(平成 26 年度 堤防耐震補強工事前の最悪な条件化での想定)

野里地域は、最大 3 m の浸水被害が想定されています。



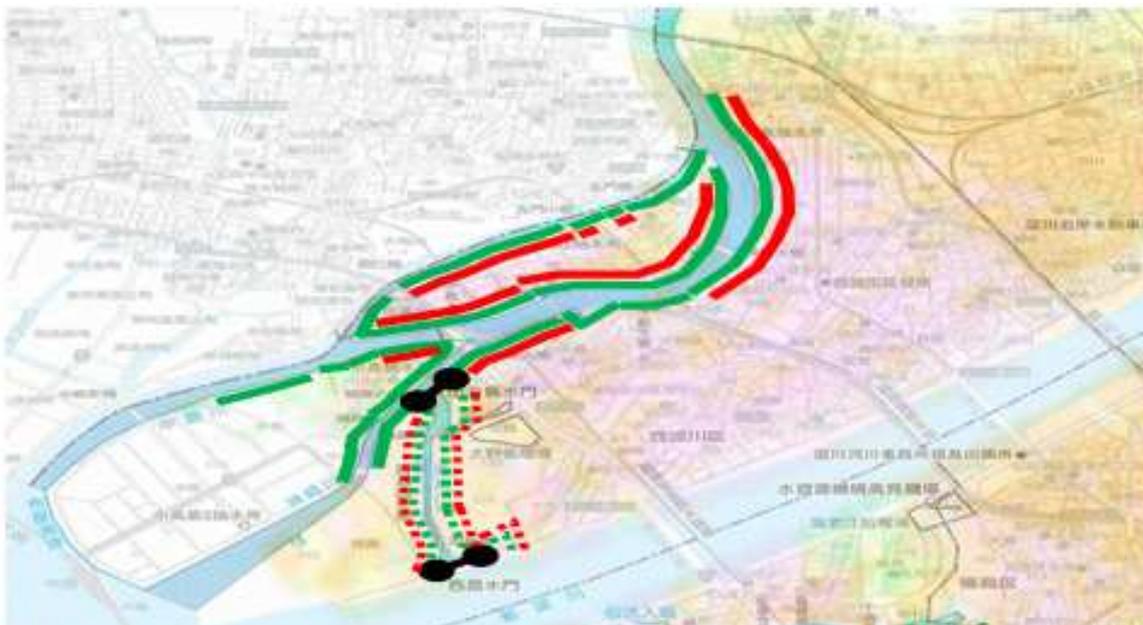
浸水深(m)

5.0 ~
4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3

(2) 堤防耐震化対策

液状化等により沈下が予想される防潮堤の耐震化補強工事が完成しました。

これにより、計画している地震が起こっても防潮堤破損による浸水は生じなくなりましたが、計画以上の災害も想定されることから、津波に備え避難しましょう。



— (Red solid line)	: 満潮時に直ちに浸水 (直接潮位の影響あり)
- - - (Red dashed line)	: 満潮時に直ちに浸水 (水門内)
— (Green solid line)	: 百数十年規模の津波により浸水 (水門外)
- - - (Green dashed line)	: 百数十年規模の津波により浸水 (水門内)

実線部 (平成 28 年度) で対策完了済

破線部 (平成 30 年度) で対策完了済

(3) 津波到達時間と波の高さ

南海トラフ巨大地震が発生した場合、西淀川区に津波が到達する時間は、地震発生後 116分、波の高さは、「 $O.P + 5.6m$ 」と想定されています。

4. 津波避難の考え方

地震発生時には、まず、身の安全を確保し、揺れが収まったら気象情報に注意して、津波警報発令等の情報がある、あるいは想定される場合は、貴重品や生活用品等持ち出し品を整え、火の元の確認・戸締りを行い、可能な限り家族や近隣住民の安否確認、援護を要する方の支援も行いながら、近くの津波避難ビルに 90分以内に避難します。

大阪府域に大津波警報または津波警報が発表された場合、避難指示が発令されます。必ず避難してください。

南海トラフ巨大地震による西淀川区に到達する波の高さは「 $O.P + 5.6m$ 」と想定されています。西淀川区内の堤防の高さは、高潮対策として「 $O.P + 7.6m \sim 8.1m$ 」が確保されており、防潮堤耐震補強工事により、沈下しても津波が堤防を越えないとの想定ですが、船舶の衝突による部分的な堤防破損した場合や、そもそも計画以上の津波が生じた場合には浸水する可能性があります。

したがって、大津波警報や津波警報が発令されたときは、必ず津波避難ビル等建物の3階以上に避難してください

【町会ごとの津波避難ビル等避難先】

・野里地域では、町会ごとに避難する津波避難ビルを決めています。

《津波避難ビル》避難図参照

町会	施設名	所在地	番号
北一	野里小学校	野里2 - 21 - 13	1
北二			
北三			
東	淀商業高等学校	野里3 - 3 - 15	2
東一			
中			
西			
西二			

【津波避難路】避難図参照

津波警報発令が発令され、指定された津波避難ビルへの避難経路は、避難図に記載しています。徒歩による避難を行ってください。ただし、地震による道路閉塞状況によっては、より早く津波避難ビルに到達できる経路を選択してください。

【災害時避難所】

災害により住居等を滅失したため、継続して救助を要する場合は、以下の災害時避難所に

避難することになります。

なお、津波の浸水被害により災害時避難所が使用できない場合は、区の指示・誘導により、他区も含め別の災害時避難所となることがあります。

《災害時避難所》

町 会	名 称	所 在 地
北一、北二、北三	野里小学校	野里 2 - 2 1 - 1 3
上記以外の町会	淀商業高等学校	野里 3 - 3 - 1 5

【避難行動要支援者】

高齢や障がい等によって、自力で避難することが困難な方（避難行動要支援者）については、行政と連携し、平常時から避難行動要支援者情報の把握に努め、具体的な避難支援プラン（個別計画）を避難行動要支援者と確認し、地域で避難支援ができるよう取り組みます。

ただし、避難支援者は、本人及びその家族の安全確保が大前提であるため、避難支援プラン（個別計画）に基づいて助けようとしても、助けられない可能性もあることについて、避難行動要支援者の理解を得ることも必要です。

5．地震発生時の行動指針

（１）地震発生直後

- ・ まず揺れによる被害から身を守りましょう。
- ・ 屋内では、テーブルや机の下に身を隠すなど、揺れによる被害から身を守り、あわてて外に飛び出さないようにしましょう。
- ・ 屋外では、ブロック塀や自動販売機、看板、窓ガラスなど、倒壊の危険性のあるものから離れて、落下物から頭を守りましょう。

（２）揺れがおさまったあと

- ・ 出口を確保し、火の元を確認しましょう。
- ・ 避難されるときは、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカを切りましょう。
- ・ 家具が倒れて出口をふさがないように、日ごろから家具の配置に気をつけましょう。

6．津波避難の心得

- （１）強い揺れや長時間ゆっくりとした揺れの地震を感じたら、警報を待たずに避難します。
- （２）地震が起こったら、テレビやラジオなどで地震情報（注意報や警報など）を収集し、避難するかどうかを判断してください。
- （３）原則、徒歩により避難します。
- （４）原則として、自分の命は自分で守ること（自助）を心がけますが、可能な限り、近隣に声をかけ合いながら避難し、安否確認を行います。
- （５）自力で避難が困難な方が居られれば、助け合って避難します。
- （６）津波警報の解除が発表され、移動の安全が確認されるまでは、避難を継続して、独自の判断で戻ってはいけません。

7. 日常からの備え

(1) 津波の特徴を理解しましょう。

- ・津波は繰り返しやってきます。
- ・第1波が最も大きいとは限りません。
- ・川や水路をさかのぼってきます。
- ・地形によっては逆流（海から遠い方）から押し寄せる可能性もあります。

(2) 避難場所や避難経路を日ごろから確認しておきましょう。

- ・近隣の津波避難ビルを確認しておきましょう。
- ・避難するルート（津波避難路）を確認しておきましょう。道路の損傷や住宅の倒壊によって避難経路が使えない場合に備えて、複数の経路を検討しておきましょう。

(3) 室内でけがをせず、迅速な避難をするために、家具の転倒防止やガラスの飛散防止や非常持ち出し品を用意するなど、家庭でできる備えをしておきましょう。

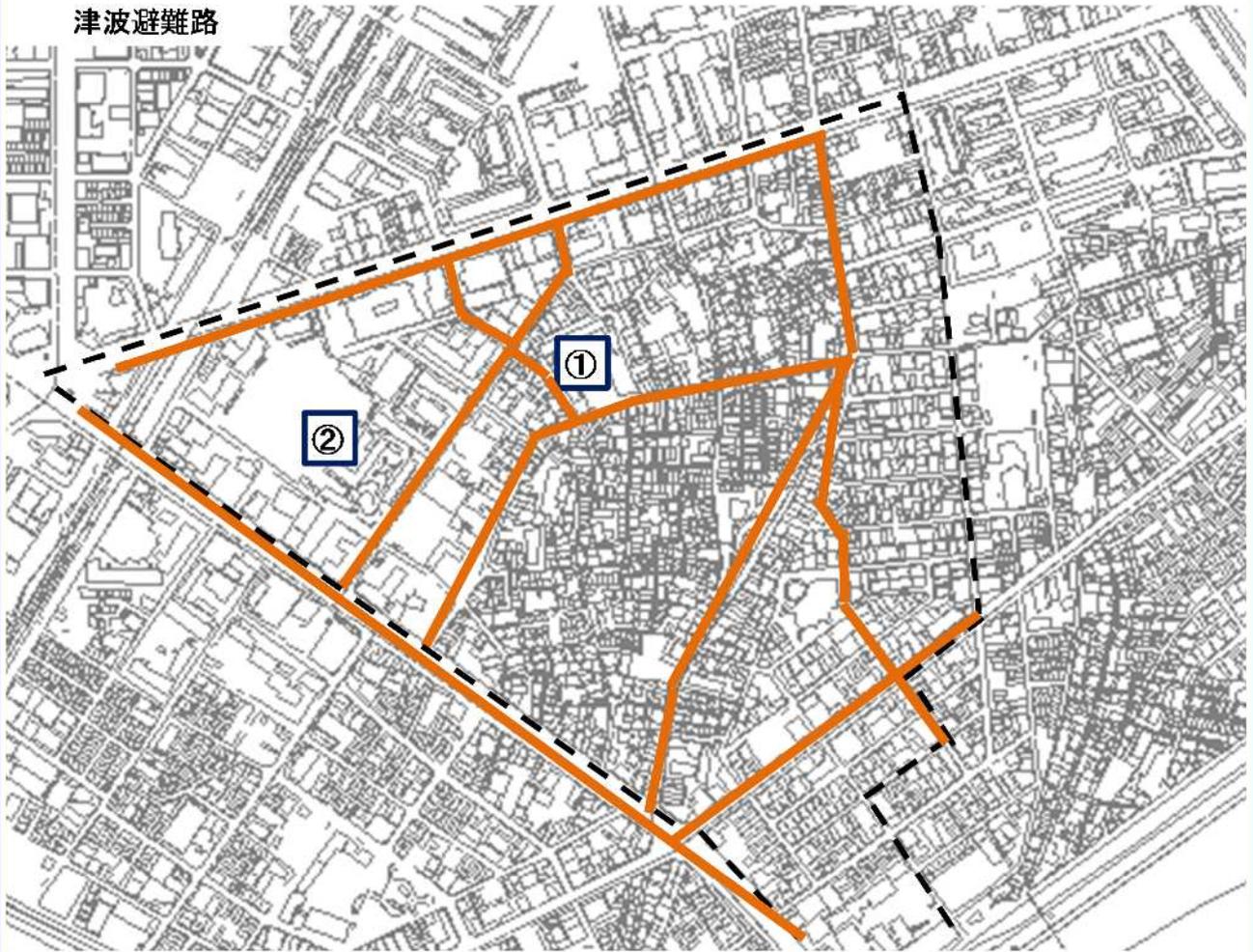
(4) 避難訓練に積極的に参加しましょう。

8. 地域の活動

- ・原則として、年1回の津波避難訓練を実施します。
- ・津波避難ビルや訓練等防災活動について、回覧版や掲示板を通じて周知を行います。

野里地域津波避難図

津波避難路



□ 津波避難ビル、災害時避難所

■ 津波避難経路

地域防災リーダー台帳

地域
令和 年度 防災リーダー

報告日

年 月 日

確認者

	氏名	住所	電話番号	生年月日	性別		班名										
					男	女	長	副	調	情	配	避	炊	救	初		
1		〒西淀川区		S H 年 月 日													
2		〒西淀川区		S H 年 月 日													
3		〒西淀川区		S H 年 月 日													
4		〒西淀川区		S H 年 月 日													
5		〒西淀川区		S H 年 月 日													
6		〒西淀川区		S H 年 月 日													
7		〒西淀川区		S H 年 月 日													
8		〒西淀川区		S H 年 月 日													
9		〒西淀川区		S H 年 月 日													
10		〒西淀川区		S H 年 月 日													
11		〒西淀川区		S H 年 月 日													
12		〒西淀川区		S H 年 月 日													
13		〒西淀川区		S H 年 月 日													
14		〒西淀川区		S H 年 月 日													
15		〒西淀川区		S H 年 月 日													
16		〒西淀川区		S H 年 月 日													
17		〒西淀川区		S H 年 月 日													
18		〒西淀川区		S H 年 月 日													
19		〒西淀川区		S H 年 月 日													
20		〒西淀川区		S H 年 月 日													

地域災害対策本部の自主防災組織

区分	班編成等	氏 名						
地域災害対策本部	本部長							
	副本部長							
	総務班							
	情報班							
	救護班							
	避難誘導班							
	消火班							

避難所運営委員会

区分	班編成等	氏 名						
避難所運営委員会	委員長							
	副委員長							
	総務部							
	管理部							
	物資部							
	食糧部							
	救護部							

令和 年 月 日

() 地域の無線担当者一覧

	担当者	連絡先
MCA無線担当者		
本部用デジタル無線 (ICOM製 60ch) 担当者		

番号	機種 (メーカー)	担当者	連絡先	備考 (町会・担当避難ビル等)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

